

第62回人権擁護大会 プレシンポジウム

弁護人の取調べへの立会と逮捕からの公的弁護制度の実現に向けて



発行所 神奈川県弁護士会 横浜市中区 日本大通9番地 045-211-7707 URL http://www.kanaben.or.jp/

10月3日・4日に徳島市において開催された第62回人権擁護大会に先立ち、9月3日、当会会館にて標記テーマのプレシンポジウムが開催された。

プレシンポでは、飛田桂会員から、弁護人の取調べへの立会に関するドキュメント報告や、アメリカ、EU諸国、韓国等の諸外国における弁護人立会の運用に加え、日本における弁護人立会の実践例が紹介された。

続いて、水上裕嗣会員から、当会において実施している逮捕事案委員会派遣制度(逮捕の報道がなされた被疑者に対し、当番弁護士派遣要請を待たずに当番弁護士を派遣する制度)の実施状況に関する報告がなされた。また、狩野直哉会員と粟村唯子会員から、勾留決定に対する準抗告や保釈請求を行い、その結果を集計する身体拘束解放全件運動の結果が、具体的事案における成果を交えて報告された。

我が国において、被疑者の取調べにおける弁護人の立会権は確立されていない。しかし、身体拘束を受け、供述を求められる取調べの場

でこそ、弁護人の助言とその援助が必要とされるのであり、その確立は、国連の自由権規約委員会等からも勧告されてきたところである。弁護人立会権を確立する法整備が行われる必要がある。

また、裁判員制度施行に伴い、被疑者国選制度の対象は勾留された全被疑者にまで拡大されたものの、勾留前段階での公的弁護制度の実現にはいまだ至っていない。弁護人依頼権の実質化のためには、弁護人の助言と援助を最も必要とする逮捕直後からの公的弁護制度が実現される必要がある。当会において実施して

いる逮捕事案委員会派遣制度は、まさに逮捕段階の公的弁護の実現に向けたモデルケースであり、今後の運用や結果に期待したい。(会員 伊藤 武洋)

飛田会員による報告

「被疑者・被告人を福祉につなぐ 検察庁の取り組み」

研修会

……犯罪の被害者にも加害者にもならない社会を

弁護人として刑事事件を担当した弁護士であれば誰でも、社会の中で生きていく力や支えが乏しい被疑者や被告人について、「この人が福祉や医療を受けていなければ事件を起こすことはなかったのではないか」と思ったことがあるのではないだろうか。

9月4日に当会会館にて行われた標記研修会では、横浜地方検察庁総務部長の中村葉子検事を招き、検察庁が被疑者の段階でそのような人々に対して行っている取り組みを紹介いただいた。

現在、横浜地検には、刑事政策総合支援室という部署が置かれており、再犯防止の取り組みの一環として、検察官が処分を決める際に、非常勤の社会福祉アドバイザーから福祉的な助言や再犯防止計画の提案等を受けて参考にするということが行われている。さらに、同支援室の職員が、不起訴処分になった被疑者等に付き添って福祉機関等まで赴くこともあるのだそう。

検事という肩書きだけでなく、社会福祉士及び精神保健福祉士の資格を有する中村部長の「弁護士も検察官も、いま目の前にいるその人の幸せのために仕事をしたい」「誰もが犯罪の被害者にも加害者にもならない社会を」という言葉には、私たち弁護士にも、立場の違いを超えて、捜査機関や福祉機関と連携することが求められているのではないかという、力強いメッセージが込められていた。

社会福祉士の山下康氏からは、同支援室における具体的活動の説明があった。また、当会の室井純子会員からは、「福祉関

横浜地検総務部長 中村検事

犯罪被害者支援に関する研修会

臨時総会開催のお知らせ 日時 2019年12月11日(水)13時 場所 横浜情報文化センター 情文ホール

近年、犯罪被害者が被害者参加制度などで刑事手続に関与することが多くなっている。特に神奈川県は全国的に見ても極めて多い。それとともに、被害者支援に関心を持つ弁護士も増えてきた。そこで、9月24日、当会会館で、標記研修会が行われた。鈴木大樹会員が講師を務め、聴講した会員は本部と支部合わせて33名であった。

講義は、被害者から相談を受けたことを想定した事例に基づき、知っておくべき制度の内容や手続といった基本知識の説明を受けた。それだけでなく、講師がこれまで担当した案件から、被害者に寄り添った被害者支援の経験に基づいた対応が不可欠である。今回の研修は、実務に活かすことのできる経験にも触れる絶好の機会になったと思う。

被害者支援を多く経験した講師の熱い講義に、自分も被害者の力になりたいと思った会員が多いのではないだろうか。是非とも犯罪被害者の支援に積極的に取り組んでいきたい。

被害者支援を多く経験した講師の熱い講義に、自分も被害者の力になりたいと思った会員が多いのではないだろうか。是非とも犯罪被害者の支援に積極的に取り組んでいきたい。

被害者支援を多く経験した講師の熱い講義に、自分も被害者の力になりたいと思った会員が多いのではないだろうか。是非とも犯罪被害者の支援に積極的に取り組んでいきたい。



神奈川県のアウトライントと天祥をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

山ゆり

「私たちはあなた方を見ている」▼ニューヨークで開かれた国連気候行動サミットで、16歳の少女が、各国の政治家らに、現在の温暖化対策に対する大人たちの姿勢を叱責し訴えた演説の冒頭での発言である。ドキッときせられた▼近年、日本を含め各国の異常気象のニュースが増えた。日本でも、台風が発生回数が増え、勢力が強大化するなどしており、温暖化の影響の一つと見られている。以前よりも台風の進路や上陸先が気になり、居住する地域を直撃する可能性があるなど、自宅などに被害が出ない心配になる▼また、温暖化による海水温の上昇で、日本近海で捕れる魚の種類が変化し、暖かい水温を好む魚が多く捕れ、イカやサンマの漁獲量が減っているという▼自己の生活に密着した事象の変化が温暖化の影響によるものと聞くと、少しでもその影響を減らしたいとは思ってしまう。日々の忙しさに追われ、実行できていない▼未来を担う子どもが、これほどにも切実に未来を案じ、現状を悲嘆しているのは悲しいことである。子どもたちが未来を案じずに暮らすことができるよう、取るに足らないことからでも少しずつ積み重ねて行きたい。

(中島 慶子)

葉山町における

終活に関するセミナー&相談会

9月21日、葉山町支部管内の自治体にて、福祉文化会館にて、当会の主催により、終活に関するセミナー&相談会を開催した。横須賀市、三浦市と続き、今回の葉山町は支部管内の4自治体の最後を締めくくるものである。

葉山町は、人口3万人強の自治体で規模は大きくない。また、横須賀から程近くにあるものの、町内に鉄道の駅はなく、隣市からバスを使って行かざるを得ない。さらに、会場である葉山町福祉文化会館はバス路線の終点にあり、セミナー開催日の土曜日にはバスは運行していない。企画担当者からすれば、来場者数に不安があった。

ところが、蓋を開けてみれば、予約申込者のみならず当日参加希望者も加わり、自然と質疑応答がなされるなど盛況であった。

セミナーでは、横須賀支部の若手会員2名が、

架空のケースを題材にして、相続法改正が終活に及ぼす影響を分かりやすく説明した。

セミナー後の相談会では、個別の家庭事情に合わせた解決の糸口を紹介した。悩んだ際には、相談の窓口として、当会の法律相談センターがあることを強くアピールできた。

このような草の根の活動を行うたびに、他士業に比べて、弁護士は市民から縁遠い存在と思われることを感じる。

支部管内の自治体でのセミナー開催は一巡したが、今後どうすれば弁護士や法律相談センターが近くにあることをアピールできるか、引き続き模索していきたい。

(会員 河野 康裕)

「まずはパチスロをやめることだと思います」重度のやけどを負った当時3歳の長女を放置した罪に問われた母親は、絞り出すように話した。私が横浜支局に赴任した今年7月、初めて取材した裁判だった。母親は、執行猶予付きの判決を受けたが、健全な生活を取り戻すまでは、児童相談所に保護されている長女と一緒に暮らすことはできない。この家族を引き離した原因のひとつは、母親がのめり込んでいたパチスロだ。母親は裁判で「パチスロに依存していた」とも話している。



民へのアンケート調査のうち、カジノによる「ギャンブル依存症」を不安視する意見

ギャンブル依存症対策を見つめ直す

ギャンブル依存症対策

が大部分を占めた。カジノに依存する人の増加による治安悪化を指摘する報道も相次

はより身近なところに潜んでいる。厚生労働省によると、全国でギャンブル依存症の疑

いがある人は、成人の0.8% (約70万人)と推定される。最も金が使われたのはパチンコ・パチスロだった。家族を含めると、倍以上の人がギャンブル依存症に苦しめられているのだ。

カジノの依存症対策が叫ばれるなか、改めてパチンコや競馬など、より身近なもので苦しむ人を救う方法を見つめ直す機会にできないだろうか。パチスロに依存し、過ちを犯した母親のような家族をこれ以上作らないために。

(テレビ朝日 報道局 ニュースセンター 社会部 神奈川県担当 森本 富人)

10年振りに常議員になってみて

会員 吉澤 幸次郎 (56期)

常議員会 のいま

平成21年度以来、10年振り2度目の常議員となり、早くも約半年が経過した。

10年前は、常議員会でそもそも何を議論しているのかということ自体、よく分からないままのスタートであった。周りが重鎮ばかりに見えて毎回緊張していた記憶がある。このような10年前とは

異なり、今年度は、多少は落ち着いて常議員会に出席できるようになった。10年が経過する間に、同期や期の近い会員が副会長を務める姿を見てきたからであろう。また、私よりも随分若手の会員が多数出席して、積極的に発言しており、常議員会の様子も随分変わったというのが今年度の印象である。

他方、常議員会立日に臨む理事者、議長・副議長が大部の資料を取りまとめるなど、事前準備に相当な労力を投じている様子は、以前と何ら変わらない。また、一部の議題や会長声明案の議論では、非常に説得的な反対

意見が述べられることもあり、その際の緊張感は何とも言いようがないほどである。

私自身はというと、結局、10年前と変わらなかな議論に参加できず、自身の成長が体重のみであったことを恥じるばかりである。

実際には、様々な議題で自身の賛否を決める際に、悩むことも少なくない。残る半年の任期中には、少しでも議論に参加したいと考えている。

最後に、弁護士会を運営していく最前線の様子に触れることは、業務上も参考になることが多い。若手会員の方には、是非積極的に常議員を務めることをお勧めしたい。

常議員会議事録考

副会長 須山 園子

理事者室 だより

(自分の刀を手に)「この刀で何人斬ったかわからな、じゃが…最後に斬るのは己の腹か…しつ…約束、守れなかった…」

吉村、マイム芝居(握り飯を見つめ、土下座) (以上、宝塚雪組公演「千生義士伝」より)

ここでついに涙腺が決壊したのは、とある日の宝塚観劇帰りのこと。手には脚本が掲載された冊子「Le CINQ」。

劇場で泣き、電車で泣き、大変な一日であった。観劇して感激した(！)作品をリフレインする方法としては、①更に観劇する、②BDやDVDを視聴する、③CS放送を見る(ただし約一年後)などが一般的であるが、私のオススメは「Le CINQで脚本をなぞる」である。セリフとともに「ト書き」で舞台が再現されているが、目で見て記憶に残る演技と相まって、まさに「一粒二度も三度も美味しく」いただけ。映像を文章で再確認することで、更にその作品に対する理解と愛着が深まるように思う。

さて、筆頭副会長の重要な仕事の一つに「常議員会議事録のチェック」がある。常議員会は議事全てが録音反訳の上、永久保存されるが、後日に

議事録が参考資料とされる場面は結構ある。そのため、後世での検討にも耐えられるよう、誤字脱字も含め入念なチェックが欠かせない。結構なボリュームがある「ト書き」で毎回四苦八苦しているが、鋭い質問や白熱した議論に改めて触れ、各議案を振り返る良い機会になっている。さらに、「ト書き」で一同爆笑(とか)一同沈黙(とか)があったら、議論の微妙な雰囲気も伝わるし、「理解」や「愛着(?)」がもっと深まるかも……などと考える今日この頃である。



情報セキュリティを考える

はじめましょう

その19

事件記録の保管について(デジタル化とその効用)

弁護士業務を行う上で、「紙媒体」事件記録については、守秘義務・善管注意義務・返還義務の諸点から、保管(取扱い)に注意を要します。特に、預り書類原本に関しては、穴あけ・紐綴じができないため、保管方法に工夫を要するだけでなく、対依頼者の関係で保管責任(損害賠償や懲戒処分)を問われるおそれがあります。

事件記録の保管方法に関しては、①効率的な利用と②セキュリティの確保(紛失や情報の流出・漏えいの防止)の両面から考える必要があります。具体的には、①効率的な利用の観点からは、すぐに内容を確認できること、②セキュリティの確保の観点からは、持ち出しや他者の目に触れさせる機会を最小にすることが求められます。

これら2つの要請を満たすためには、早期に(受任後段階から)、紙媒体記録のデジタル化(通常は、PDF化)を進めておくのが適切です。これにより、事件処理中は、紙媒体記録なしで書面の作成ができ、証拠原本も原本提示後すぐに依頼者に返却できます。

事件処理終了後は、直ちに(判決書等の重要書類や預り書類以外の書類も含めて)「全部」の記録を依頼者に渡して処分を委ねることもできます。この結果、「紙媒体」に関する限り、弁護士は、対依頼者の保管責任から大幅に解放され、後は「デジタル情報」としての保管(バックアップ)とセキュリティ(流出・漏えいの防止)の問題に対応するだけで済みます。

PDF化の際には、最低限、書類ごとにファイル名を付す必要が生じますが、ファイル名の付け方に関しては、各自で一定のルール作りの工夫をすべきでしょう。

この作業をしておけば、①(事件処理終了の前後を問わず)検索機能を最大限活用できるだけでなく、②証拠説明書の作成や(対依頼者の関係での)預り書類・返還書類に係る書類目録・受領書用紙の作成も、容易になります。

各会員におかれては是非ご検討ください。
(会員 大川 雅弘)

私のホビー

会員 山本 安志

トラクターに乗る弁護士

my car

年3、4回ほどトラクターに乗る。600坪の梅畑を耕して草刈りするためである。自宅脇では、100坪の畑で1年中様々な野菜を作っている。ただ、私にとっては、畑仕事はホビーではなく、生活がかかっている弁護士兼業農家なのである。

農家の仕事は、春のお彼岸にジャガイモの植付け、ゴールデンウィークの夏野菜の植付けが始まる。6月にはジャガイモとタマネギの収穫、6月

から9月までは午前6時から夏野菜の収穫。9月には、冬野菜の種まきをする。9月終わりにクリの収穫と皮むき。10月里芋とサツマイモの収穫。11月はミカン、続いて、ゆず、キンカン、夏ミカンの収穫。12月からは冬野菜の収穫があり、1年中畑仕事がある。最も大変なのは春から秋までの草刈りで、その省力化のため、自らトラクターに乗っている。

農業を始めたのは、母親が亡くなった7年前で、私が6代になってからだ。農地は諸事情から納税猶予を受けているので、私が亡くなるまで農地として保全する義務がある。しかし、義務ばかりではつまらないので、NHKテレビの「野菜の時間」を教科書に、野菜作りに励んでおり、無農薬有機肥料で野菜を育てている。

もちろん、弁護士業やホビーの写真撮影が優先するので、適切な時期に植付け、肥料、収穫をやるわけがない。でも、不思議なことに大地の土の力が私のミスを挽回して立派な野菜を育ててくれるのである。逆に頭を悩ますのが、収穫しすぎた野菜や果物の始末で、親戚、孫や事務所の人にお願いして引き取ってもらっている。

弁護士業を早く引退して、写真撮影や農業に専念したいのだが、叶いそうもないことが残念である。

宿敵新潟を撃破 全国大会(福島)へ出場決定!

予選決勝は、新潟との対戦(9月21日)となり、新潟市まで再び遠征に出た。古豪新潟は15年前から全国大会出場を争ってきたライバルであり、二枚看板の好投手を擁する強敵である。

さて試合は序盤から動く。1回表なんと黒江卓郎の先頭打者ホームラン

6回表には西村誠のセフティバント・盗塁でチャンスを作り、ここで石原大悟が値千金のレフト線タイムリー打を放ち、ダメ押し点を奪い、勝負あり。6-1での勝利となった。

今年の全国大会は福島の地で行われる。私たちにとって今年の福島には特別な意味がある。福島は、今春急逝された岡部光平会員の生まれ故郷である。岡部先生は6月から福島への登録替えを予定していた。その矢先での訃報であった。「一足先に福島に行ってるからね、全国大会に出場して必ず福島に来るんだよ、おいしいお酒を用意して

手応え十分の黒江選手

が飛び出し、チームに勢いを与える。続く2回、3回には、戸田龍聖のライト線一塁打のほか、足とバントを絡めた小技で得点を重ね、着実にリードを奪う。投げては辻居弘平がようやく大人に成長した安定したピッチングを見せ、守備も毛塚衛・角田健典を中心に全員で守り抜き(ただし1人を除く)、新潟に付け入る隙を与えない。

この2か月ほど、ラグビーW杯の熱戦にき付けになっていきます。本号が出る頃には、横浜での決勝戦も終わって、ちよつとした「ロス状態」になっているかもしれない。

頑張つて長生きをしたら、ひよつとしてもう一度、自国開催を目にできるのではないかと、と淡い期待を抱いています。

編集後記



(会員 野木 大輔)

- デスク 早川 和孝
- 記者 田淵 大輔
- 高橋 健二
- 西雄 健一郎
- 中島 慶子
- 小川 友深
- 若林 将大

力投する森投手